

## 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会（第4回）議事録

- 日 時 平成20年8月27日（水曜日） 午後5時30分から午後7時30分まで
- 場 所 武蔵野総合体育館 大会議室
- 出席者 橋本委員、古賀委員、國松委員、田中委員、熊井委員、  
中本委員、永井委員、山田委員、伊藤委員、鈴木委員、吉原委員、

### 1 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、第4回の特別支援教育策定委員会を開会していきたいと思っておりますが、本日は前川委員長がアメリカに研修で行っていますが、事情がありまして急遽帰国できなく欠席という連絡が入りました。そこで、副委員長の橋本先生に本日の進行をお願いしたいと思っております。では、橋本先生、よろしくお願いいたします。

【副委員長】 ピンチヒッターですので、よろしくお願いいたします。

もうお時間も過ぎていきますので、早速開始をさせていただきます。

### 2 議 事

#### （1）議事録の確認

【事務局】 すでに事務局より議事録を送付していますが、本日再度確認いただきたい。異議がないようなら、HPに掲載したい。

【副委員長】 異議はありませんか。

〔異議なし〕

【副委員長】 異議がないようなので次の議題に入ります。では、早速ですが、今日の一番の協議、（3）の校内の特別支援教育体制の充実・改善についてということで、**1**から**6**まであります。幾つかに区切ってやっていきたいと思えます。

では、事務局のほうから資料に基づいてご説明をお願いします。

【事務局】 特に関係のある**1**と**2**について、先に説明させていただきまして、一括して協議していただければと思っております。

1番目、校内の特別支援教育体制の充実・改善について、**1**校内委員会の設置と役割の充実に向けてということになっております。既に本市におきましては、校内委員会を市立小・中学校全校に設置しております。校内委員会に求められる役割というのがあります。これは東京都の冊子「特別支援教育推進のためのガイドライン」の40ページに校内委員

会について詳しく説明があります。役割としては、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への気付きの促進。実態把握と支援方法の具体化。保護者、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成。保護者、校内の関係者と連携した個別指導計画の作成。全教職員の共通理解・校内研修の推進。派遣相談員、専門家スタッフ、サポートスタッフ、SC、TAの活用・連携の推進。この項目は、武蔵野市のオリジナルの支援体制を組んでおりますので、そこに置きかえております。最後に、保護者相談の窓口・理解推進といった役割が校内委員会にあるわけです。

それを踏まえて、本市の校内委員会では、定例的に開催されているものと、個別ケースに対応した形で随時開かれております。各学校では、年間計画をつくって専門家スタッフとか派遣相談員と連携を図りながら進めています。

現状と実際の3番目の「□」については、児童・生徒の情報収集による実態の把握、支援対象となる児童・生徒の判定及び指導方針の検討、などが既に実施されております。

課題のほうですけれども、各学校ではいろいろな活動をしている中の特別支援教育の取り組みですので、校内委員会を開催する日程の調整、あるいは校内委員会の開催自体の時間の確保が非常に難しい。

そういったお忙しい中で特別支援教育を進めていくに当たっての対応策としては、校内委員会を学校の年間計画の中で位置づけて、計画的に実施していただくのがいいんじゃないかと思っております。そのために市教委は何を学校支援するかといいますと、運営のマニュアル等の作成、特に支援のためのヒント集とか、よい事例といいますか、うまくいっている事例集をつくって、それを学校のほうにお示しし、参考にさせていただくというのができるのかなと思っております。そういったマニュアル等をつくってお示しするだけではなくて、実践的な研修の場を用意し、学校のほうに支援していきたいと思っております。

それが右側のほうの対応策の①というところに書いてあります。既にコーディネーター連絡会というのを持っておりまして、そのコーディネーター連絡会の中で研修を行っております。校内委員会の進め方とか、個別指導計画の作成の仕方とか、そういったものを先生方に研修していただきながら、学校で生かしていただくような取り組みを行っているところです。

次の2ページですけれども、先ほどお話しました専門家スタッフとか、学校の中にさまざまな人材を市教委として派遣しております。専門家スタッフとか派遣相談員ということで、実態把握や相談を支援する人たち、それから、児童・生徒に直接的な指導、支援を行

うティーチングアシスタントとかサポートスタッフという方々が入っているわけですが、いろいろな人材を学校に派遣してはいますが、2ページ目の課題の真ん中の一番下を書いてあるんですけれども、支援の体制が、どう使ったらいいのか、どういうふう活用したらいいのかというのがなかなか見えにくい、そのつながりも見えにくいというのが学校のほうから指摘されております。その対応策として②では、市教委として、個別のケースなどをもとにして具体的な関係機関による支援の流れがわかりやすいように、支援マップを今後つくっていきたいと思っております。以上、現状や課題、今後の対応策ということで挙げさせていただいております。

それから、2番目の3ページですけれども、コーディネーターの役割の発揮と資質の向上のところでは、特別支援教育を各学校で行っていくに当たって、コーディネーターが中心になっております。このコーディネーターの方々がその役割を發揮できるように資質を向上していきたいと考えております。コーディネーターは市立の小・中学校はほとんど2名体制をとっています。18校中16校で2名体制になっておりまして、2名で連絡・相談しながら進めているところが実態であります。このコーディネーター自体も、学級担任を兼務したり、養護教諭を兼務したりしておりますので、本来の仕事があるわけですね。それを兼ねて特別支援教育コーディネーターをやっているということで、非常に忙しい、あるいは本務との関係で動きづらいということも課題として挙がっております。

特別支援教育コーディネーターの役割ということでは、先ほどお示ししました冊子の50ページに詳しく載っております。主に学校内の特別支援教育に関する中心的な役割を担うということになっております。

そこで、課題としては、2つ目の○のところなんですけれども、専門的な知識や指導技術が求められるコーディネーターの資質の向上や業務推進のための時間をどう確保していくか課題であると。次に、コーディネーターが、その役割を果たすための人材を増やしてほしいということが書いてあります。

その対応策なんですけれども、そういったコーディネーターの方を専任でやっていくということはなかなか難しいわけですので、今、兼務でやっていただくコーディネーターを支援するために、市教委としては、右側の①に書いてありますように、支援のヒント集の作成やコーディネーター連絡会を通じての実践的な研修を進めたいと思っております。

人については、基本的には東京都が教員の配置を決めておりますが、東京都に26市教育長会として、2年続けて何らかの改善をしてほしいというような要望を出しております

ので、引き続き東京都に要望していくことにしたいと思っております。

以上、1番目と2番目を説明させていただきました。実際に校長先生方からいろいろなお話を伺えればよいなと思っております。よろしくお願いいたします。

**【副委員長】** ありがとうございます。

もう委員の皆様は十分何回も重ねておりますので、今の校内委員会の話とか、コーディネーターの話というのはおわかりかと思いますが、また簡単にご確認させていただきますと、校内委員会というのは、小学校、中学校、特別支援学校もそうですが、その中にある学校の先生方の委員会です。ですから、外部の方が入るといことはまれでして、主には校内の先生方で構成する委員会として、ほかにも実は学校には生活指導委員会とか、学校保健委員会とか、進路指導委員会とか、いろいろありますけれども、それと横並び、同じような形で置かれていて、特別支援教育をリードする、中心に行う委員会です。その校内委員会の中の一番中心的な役割というのが特別支援教育コーディネーターという、分掌とよく言いますが、学校の中での先生方の係活動の1つですね。

今、課長からお話があったとおり、担任を持たれたり、保健室の先生であったりということが本務としてあるほかに、このコーディネーターの役割をなさっているということで、その辺が今お話ししたとおり、いろいろな問題が学校の中では出てきておりますので、その辺を何とか改善していきたい、学校にどうにか手助けしていきたいということをここで皆様から出し合っていただけるといいかなということです。

では、活発にご意見とか、またはご質問とかありましたら、どうぞ、出していただきたいと思えます。

小学校、中学校の当事者であります校長先生方のほうから、現状とか、先生方が今お感じになっている問題点とか課題みたいなものを、少し簡単にご紹介いただけると、委員の皆様もご意見が出しやすいかと思っておりますので、田中先生、いかがですか。

**【委員】** まだまとめ切れていないんですけれども、私、この特別支援教育が本格的に始まってからちょうど異動をした関係で、2校経験できているんですね。非常に落差が大きいなと感じました。この落差は、決してそこにいる教員がどうだこうだということの問題ではなくて、コーディネーターの力量もありますけれども、そのコーディネーターがどこのポジションにいるのかというところで、かなり動き方がそれぞれ変わるんだなと思いました。前任校では養護教諭がコーディネーターでした。養護教諭というのは常に全校児童を見る立場にいますから、ポジション的には比較的いいポジションにいます。それから、

非常に忙しい時期というのは当然あるわけですが、特に健康診断の時期はとても忙しくて、そちらに力量を割かないと、とてもやっていけないという部分がありますけれども、そのほかの部分、緊急対応は入りますけれども、比較的特別支援教育のほうにかかわることができる立場にいます。

私、学校を変わって、現在は特別支援学級の担任がコーディネーターをやっているんですね。そうすると、どうしても特別支援学級ですから、朝から子供が下校するまでは確実に張りついていないといけないという立場にいますので、ポジション的にはなかなか難しい。2人体制をとっていますけれども、まだまだそういった意味で落差が大きいんだなということを感じました。

もう一つは、落差の2つ目の原因が、一人一人の教員がまだまだ教員の習性で、どうしてもこの子の課題は自分が全面的に引き受けて解決していかなくちゃいけない、ある意味では責任感があるわけですが、こういう部分はだめなんだ、学級ではやり切れないんだとSOSを出して援助を求めるということに慣れていない。校内体制もまだまだ仕組みが脆弱である。また、学校も外部の機関に対してSOSをなかなか出し難いという今までの学校文化みたいなものがあって、そういった意味で、まだまだ落差が大きいなと思っています。

2つ目の課題として感じているのは、私たちは書類づくりが非常に下手です。ですから、記録を残していくということが非常に下手ですね。ですから、以前からさまざまな問題行動や課題を抱えている子供たちに対して、個別指導計画をつくりなさいという前に、既に生活指導のレベルでは個人カルテみたいなものをつくってやってきてはいるんですけれども、保護者の皆さん方に言わせると、「これはもう既に入学したときに言ったんです。また担任が変わると、また同じことを説明しなくちゃいけない。またかわると、また同じことを……。6年間で6回も説明していくんですよ」というお気持ちを持たれているだろうと思います。そういう意味で、蓄積みたいなものが非常にまだまだ弱いんですね。ですから、確かに今、個別指導計画を作成し、各学級ごとに記録を残していくということが始まって、これからそれがどう生きてくるかということですが、なかなかそういったところに疎いかなと今、思っています。

最後に、先ほどお話の中で感じたもう一つが、どうしても個別指導計画をつくる時に、この子は何とからしい、何とか的である、それはどこでそういう情報が入ったのと。さかのぼっていくと、結局何となしに消えてしまったり、そういった部分が非常に弱い。どう

してそういうふうになくなってしまおうかという、個人情報の壁みたいなものにぶち当たってしまって、なかなか聞き取りがしっかりとできてこない。つまり、出す側も個人情報に抵触しないだろうかと考えながら発信しますから、非常にあいまいになってくる。受け取る側もさらにぶれが大きくなってきてしまうというところで、どうも指導上の計画をきちっと立てても、大もとの部分がまだまだ弱いかなど。むしろ前回もちよっと話がありましたけれども、もっと広い意味で、武蔵野市というエリアでこの子たちを抱えたときに、このエリアの中のこういう枠の中では、そこでの個人情報の壁はない。つまり、1つの特別支援教育を進めていきたいと思いますという大きな枠組みの中の集団的な守秘義務はもちろん生じるんだけど、中でのそういった壁を取っていかないと、個別指導計画をつくっても、学校だけではそれをうまく活用し切れない部分があるのかなという感想を持ちました。

【副委員長】      ありがとうございます。

熊井先生、いかがですか。

【委員】      本校の場合は、まず、校内委員会ですけれども、先ほど橋本先生がおっしゃったように、ネーミングが校外に対して校内委員会という、私ももうちょっといい名前がないのかなというんで、今年からは特別支援教育推進委員会というふうに実は名称を変えてまして、それは今年からなんですけれども、構成員が各学年から1名ずつということなので、中学校ですので、各学年、1年、2年、3年と。それから、特別支援学級がございしますので、そこから1名。それから養護教諭ということで、5名でやっています。

課題は、先ほど大平課長からお話があった求められる役割が非常に大きいですね。ほんとうは定例的にきちんとやっていく必要がある役割ばかりなんですけれども、何せ学校現場は非常に忙しいものですから、養護教諭は別にして、本校でも構成員の5人のうちの副担任が1人、あとはみんな担任を持っているという中で、校内委員会の時間の確保が必要であると課題に書いてあるとおり、まさしくその時間がなかなかとれないということは切実な課題と感じています。

それから、コーディネーターについては、3ページに書いてあるように、コーディネーターの役割が1番から7番まで記してありますけれども、非常に重い役割といたしますか、重大な役割にもかかわらず、現状では去年1名体制だったんですが、今年からは2名体制にしたんですが、コーディネーターとして役割を期待できそうな教員はだれでもいいというわけにいかないものですから、担任を持っている2名と。コーディネーター以外でも学

年の取りまとめをやったりとかいうことで、活躍する力はあるながらも、活躍する時間がとれないという課題を抱えていますので、これも3ページの課題の一番上に書いてあるとおり、担任をしながらの業務推進をどう工夫していくかということが現状ではなかなか厳しいと。コーディネーターに専念すればするほど、自分の学級担任、特別支援学級の担任もやっておりますので、そこをあけざるを得ない。当然、生活指導の対応、保護者との教育相談の対応というようにいろいろな課題がある中で、このコーディネーターの役割を最優先すると、どこかが支障が出てくるという厳しい現状が実はあるかなと考えています。

ケース会議とか、専門家スタッフが本校の場合、今年は教育課題の研究開発校になっている関係で、年10回来ていただくんですけども、担任を持っていると、コーディネーターが本来、校内委員会の推進役だし、専門家スタッフの方やスクールカウンセラーと交えてコーディネーターが取り仕切ってほしいんですけども、それができない中だと、副校長、場合によると私、校長がやらざるを得ないという厳しさといいますか、端的に言うと、校内委員会もものすごく大事だし、コーディネーターの役割も大事なんですけれども、機能する環境整備といいますか、そこでの課題が非常に大きいと感じています。

**【副委員長】** 田中先生のほうから、先ほど個別指導計画の話もちらっと出ましたけれども、それはまた後ほど出てくると思いますので、校内委員会とコーディネーターについて、そのほかの委員の皆様から何かございますか、ご意見とか。現実的に、時間と人の問題だということは両校長先生から出されておまして、どう環境を整備するかということですけども、ご質問でも結構ですけども、率直にこれはどうなっているのとか、ありましたら、どうぞ出してみてください。

古賀先生、いかがですか。

**【委員】** 忙しさは僕はよくわからないところがあって、服務規定を僕はよく知らないんですけども、委員会はいつやるんですか。大体我々の世界だと、みんな9時でも10時でもやるんですよね。朝7時からやったりとかいうことで、その忙しさに割と慣れていたりするものですから、みんな当然、担当のいろいろな仕事があって、その上でやるのが委員会で、委員会を5つも6つも重ねて、下手すると十幾つ持っている場合があるんですよね。しょっちゅう大学を出たり入ったりとかいうことがあるので、忙しくていいでしょうということがわりとあるんですね。その中で工夫してやっていかないと、こういうことはできていかないだろうという気はしているんですよ。忙しいというのはあまり言わないだろうなというふうになっているんですね。それぞれのエネルギーとか、資質とか

があるんでしょうけれども、それはそれで置いておいて、こういう仕事は当然持ったからには責任を果たしていくというような話じゃないと、話が前に進まないだろうと思うんですね。サービス規定でどうなっているのか、あるいは学校の先生は何時から何時まで働くべしとか、管理職とか何とかってあいまいですよ。どこからが管理職でそうじゃないかってよくわからないんですけども、役所だとあるわけですよ。時間に縛られないとか、年休があるとかないとかという中で、学校の先生というのはどういうのが本来のサービスしている時間で、サービスはどこまでがデューティで、委員会はどうかということがわからないと、忙しいということが理由になり過ぎてはいけないだろうというふうに思うんです。

【副委員長】 いかがですか、先生。

【委員】 サービスの問題ですか。

【副委員長】 はい。

【委員】 先生方の勤務時間は、要するに普通の労基法と同じですから、8時間勤務で、休憩時間を入れて8時間45分ですから、通常8時15分からだと17時までというような勤務時間の中でやっているんですね。だから、使命感があればそれを超えてやるか、もちろん通常、先生方は勤務時間の終了ではぱっと帰れないのが現状です。勤務時間が終わっても、自分の学級の事務などが終わらなければ、終わるまで執務をしているわけですし、逆の言い方をすれば、その辺の後ろ盾も保障も何もない中で先生がやっているのが現状です。

それから、子供が帰った後の時間も自由になるかということ、そうではなくて、校内のいろいろな委員会がほかにもありますので、そこで拘束をされたり、子供が帰った後も教材の準備や学習の後の処理ですとか、いろいろなことがあるんですね。だから、今、古賀先生が言われるように、熱意だけの問題ではなく、そういうのを保障していくような、今回の今後の対応の具体策の中にも持ち時間数の軽減ですとか、そういうのが要望として上げているのが出ていますけれども、現実にはそれが認められていない状況の中でやっていますので、先生方もなかなか熱意だけではできない部分がある。ただし、勤務時間の中でいっつもぱっと帰れるわけじゃなくて、通常はその後、1時間前後は大半の先生が残って何かされているわけですし、何か事態があれば、8時、9時、場合によっては10時までも残るようなことは日常的に起こり得るんですね。その辺をサービスのほうできちっと後ろ盾をつくっていくのが行政の役割なのかもしれませんが、それは一市だけではなかなかできないことだというのが現状だと私は考えています。

【副委員長】　今は会議そのものを持つ時間の話になりましたけれども、勤務時間の中でやるというのが通常なんでしょうけれども、それ以外の時間にやっていることが実際的にはほとんどなんだと思いますが、だとすると、これは私の個人的な意見ですけども、うまく効率的にやれるのはこうやっているよというモデルを、どこかでうまくやっている学校とか、こういうふうにすると委員会を開けているよというようなものを示していかないと、各学校でどこにこんな時間をつくるんだというようなことでの先生方の困惑が高いのかなと思いますけれども、例えば校長先生方なんかで、そういういいアイデアというのはどうですか。時間的に一刀両断こうやればって、できないかもしれないけれどもなんて思ったりした、時間をつくるということに関しては。

【委員】　即効性のあるものというのはなかなか難しいですね。今、以前と変わってきたのは、夏季休業中の私たちの勤務のあり方が、かつてはいわゆる自宅研修というような形で、自宅での研修が認められるような形が残っていましたので、休業中に諸会議を設定するということに対してなかなか難しさもあったんですけども、今はそこが変わってきましたので、なるべく長期休業中にそういった諸会議をなるべく多く持とうというような形で、ただ、学期中はなるべく学級事務、または子供たちの指導に専念できるようにという、そういった時間のやりくりが多少つけられるようにはなりましたけれども、これといって大きな即効性のあるものというのは、なかなか難しいですね。

【副委員長】　実際的には月の第2週の何曜日とかということは決まっているんですか、校内委員会。

【委員】　一応、年間指導計画の中には入れてありますけれども、定期的に第何週の何時からというふうにはなかなかありませんね。学校はさまざまな諸行事によってかなり動いていますので、ただ、年間を通しての時間の確保というのはなるべくするようにはしていますけれども。

【副委員長】　事務局でつくっていただいた具体策なんかで、これが実現すると、持ち時間数軽減というのも申し入れていただいているみたいですけども、そういったところが1つの方策ではあるのかなということかなと思います。

あと、もう一つ出ていましたコーディネーターの専門性のお話なんですけれども、例えば3ページの、先ほどお話があったとおり、コーディネーターの役割で①から⑦まであります。ここにある役割は、実は教員免許を取得する際には、先生方は勉強を教えるとかそういうことのほうが専門ですから、ほとんどやらずに教職についているという方が多いわ

けでして、今、校長先生がちらっとお話になっていたのは、こういうことがだれにでもやりなと言ってしまうわけじゃないというのがその辺のお話なんですけれども、これに関してはいかがですか。専門性を維持するとか、おそらく研修という話になってくると思いますが、いかがですか。専門性が高い小金井の特別支援学校の國松校長先生、いかがですか。コーディネーターの質といいますか、補完していくのに。

**【委員】** 専門性が高いとおっしゃっていただいて、ありがとうございます。

都立の特別支援学校がコーディネーターを指名して5年ぐらいになりますけれども、今後何とかしなければならぬ課題として浮かび上がってきているのが、教員の定期人事異動、これで校内でコーディネーターを指名して安心していても、その人が五、六年で異動していかなければならないと。そうした際に、校長や副校長のようにポスト管理はしていませんので、ある学校は複数名集まって、ある学校はゼロになるという可能性もはらんでいるんです。そのため、学校では常にコーディネーターの次になるべく人を意識して、そういう会議にコーディネーターという立場ではないけれども、出席できるように配慮して、後継者の育成に努めています。それが校長の危機管理意識に任されているというのがちょっと危なっかしいなと。今年1年乗り切ればいいやというような考えでいる校長先生の学校だと、後継者の育成がうまくいかずに、その後、空白期間が生じるという危険がありやしないかと思っています。全体的な人を集めての研修も必要ですが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというか、その学校なりの課題というのがありますから、その場所で後継者を育成していくというようなシステムを考えておいたほうが安全かなと思っています。

以上です。

**【副委員長】** ありがとうございます。

現実的には、熊井先生、今のお話なんか、どうですか。コーディネーターの先生が異動されたりすると、次はと、ご心配になってしまいますよね。

**【委員】** 本校も2名、力がある教員で、出られると困っちゃうなという人材なんですけれども、コーディネーターはだれでもいいというわけにいかないし、すべての教員がコーディネーターを引き受けるだけの手引きがあればいいという問題でもないのです。本校でも1人は特別支援学級の担任で、特別支援学級のノウハウをたくさん持っています。だから、大変力があるし、大変助かっていますし、もう一名も、かつての心身障害児教育に非常に熱心なといいますか、コーディネーターというのはかつての心身障害児教育に造詣が深いといいますか、理解のある方、あるいは本校のように特別支援学級があれば、そのノ

ノウハウを生かせるんですけれども、必ずしもそうでないといえますか、市内で特別支援学級のない学校のコーディネーターは相当厳しいものもあるんじゃないかなと思いますので、ここに書いてあるように、市内のコーディネーター連絡会というのは大きいと思うんですね。そこでどういう研修をされるかということで、そこで行ってコーディネーターの役割とか実践事例を学んで学校に帰ってくると。ただ、学校に帰ってきて、その連絡会で得たノウハウを生かすには、それぞれ生かすだけの学校の中での環境整備をするのは私は管理職だろうと。コーディネーターの役割が機能できるような管理職としての責任は私は大きいかなど。場合によっては、さっき申し上げたように副校長、校長自身がコーディネーターをかぶるといいますか、自分がやるぐらいの腹を持ってないと、担任をやりながら、今日は私がやるからいいよというような、そういうのを管理職自身が持たないといけないかななど。実態は18校さまざまですので、それなりの温度差があるかなと思うので、限界はありますけれども、副校長も校長も、コーディネーターを生かすのは管理職の仕事の1つだということを認識するといえますか、偉そうなことは言えませんが、それは感じます。

先ほど古賀先生がおっしゃったように、今、特別支援教育の本格実施は2年目ですけれども、学校現場はいろいろな教育が入って、情報教育、環境教育、特別支援教育、食育、人権教育と、それぞれ委員を決めて、校内で委員会をつくれと。指導計画をつくるというので、すべて正しいといえますか、それぞれが大事なことなんです。情報教育も環境教育も食育も特別支援も。ただ、学校現場のキャパシティーというのは限られていますから、すべてが正しいんですけれども、全部学校現場でこなすだけの、さっき言ったような環境整備とか条件整備ができていない中だと、例えば特別支援教育も本校の場合はほんとうは時間割に組み込んで、月曜日の4時間目は特別支援教育推進委員会、校内委員会の時間ですと設定すればいいんですが、それができているのは、小学校と中学校は実態が違いますけれども、本校では3つだけしか時間割には設定できていないんです。運営委員会といえますか、都立高校だと企画委員会というんですかね。それと生活指導部会、それから教務部会、これは時間割の中に設定して、毎週1回やっていますけれども、それ以外の各学年の学年会とか委員会はすべて放課後と。放課後といっても、いわゆる休憩時間が4時過ぎから45分ほどあるんですけれども、そこでやらざるを得ない。あるいは勤務時間の後でやらざるを得ない。かつ、その間は中学校の場合は部活の指導にも当たっているということで、事故があったら、何で教員はいないで会議に出ているんだという非常に厳しい中で、部活に出ていくと会議ができないという、そういう板挟みの中でやらざるを得ない現

状があるのかなと感じています。

【副委員長】 ありがとうございます。

先ほど田中先生からも、まず学校間でまだ差がありますよということも現状としてあるんだらうと思いますけれども、今、先生がお話くださったとおり、コーディネーターの連絡会での研修といたしますか、充実、具体的な実践例をお互いに学び合うみたいな場というのが充実していくべきだらうとか、事務局で準備していただいたように、ヒント集とか、実際にやる先生方が活用できるような道具、ツールみたいなものを少し充実していくということも、こうした専門性が求められますので、必要になってくるかなということが今、出されているかと思います。

【委員】 別の視点からいいですか。

【副委員長】 はい。

【委員】 コーディネーターの方の役割の1つに保護者に対する相談窓口というのがありますよね。7つの役割の②に保護者の方に対する相談窓口とあるんですけども、実際、保護者の方から見て、学校の特別支援教育のコーディネーターの役割であるとか、学校からコーディネーターの先生の仕事の中身とか役割について、どのように伝わっているのかわからないのかとか、その辺のところを率直にお話しいただけるとありがたいんですけども、いかがですか。

【委員】 実はコーディネーターという方が学校の先生が兼任しているということを全然知りませんでしたので、当然、だれに相談すればいいという資料もいただけてはないと思うんですね。

【副委員長】 こういう方がいらっしゃるということをご存じでしたか。

【委員】 コーディネーターはよくわかりません。スクールカウンセラーの方は月に何度かお見えになるので、相談したいことがあればどうぞというお手紙をいただいたことは記憶にありますけれども、コーディネーターという方がいらして、保護者の相談窓口になるということは、全然認識していませんでした。だから、何か問題があったら担任の先生にという認識でした。

【副委員長】 いかがですか。

【委員】 そうですね。同じく相談することといえば担任の先生がまず第一で、あと、ほかに心配事ということだと、スクールカウンセラーの方という形で、私はたびたび校長先生といろいろな会とかでお話を伺う機会があるので、コーディネーターの先生が2名

いらっしゃるといふこともここに来る前にもお話を聞いてたりもするんですけども、一般の保護者の方については、そこまでの認識はされていないと思います。

【委員】 だから、コーディネーターの方の仕事が校内だけにとどまらずに、保護者とのパイプ役とか、関係機関とのという役割もここに課せられているので、そうすると、もっと周知するというんですか、学校のコーディネーターの方について、保護者の方とか関係機関にきちんと周知するような手だてを講じていく必要があるかなと思うんですけども、その辺、何か学校としてコーディネーターの方について紹介されたり、その仕事内容について説明されたりという機会は実際あるんでしょうか。

【委員】 教育委員会からもいろいろ助言もあって、学校で保護者の方にPRするよということがあるので、うちだけじゃないと思いますけれども、学校便り等で必ず紹介するよというので、これは全18校やっているはずですけどもね。ただ、学校便りや学年便りで紹介したからって、保護者の方が知っているかとか、あるいはコーディネーターの役割について詳しく知っているかというのは、それはまた別かなと。実態は厳しいかなと思いますけどね。

【委員】 紹介はしますけれども、相談窓口ですという紹介は多分していないと思います。それはどうしてかという、授業を持っているので、お母さんは困ったときに電話したいわけですよ。でも、電話をしてもコーディネーターが担任だったら出られない。ましてや担任じゃなきゃ、いつあいているのか、この先生はどんな先生なのかわからない、面識がないコーディネーターに電話をかけられるかという、お母様たちとしては非常に難しいんだろと思うますね。通常多いのは副校長とか、もしくは担任で入ってきて、いろいろ設定をしたり、スクールカウンセラーに会いたいということであれば、そういう設定をしますけれども、そういう発信の仕方は正直、学校としてはしてないですね。あまりし過ぎて、いつでも出られませんみたいな対応になっちゃったら、また失礼な話になってしまいますね。

もう少し関連して言えば、さっき異動の関係の話がありましたけれども、コーディネーターは本格実施が始まってまだ2年ですから、同時スタートでコーディネーターの研修が始まってきているんです。同時スタートですから、コーディネーター自身にそんなに力量の差はないと思うますね。ただ、これからどんどん入れかわってきたときに、ずっと続けてコーディネーターをやっている先生と、新しく今年から、または来年からコーディネーターになってみたいと思って一緒に研修に飛び込んだときに、全く力量が違うわけで

すよね。それを1つの研修で人材育成していこうというところに正直言って無理がある。だから、もうちょっと言えば、これだけの専門性のあるコーディネーターの人たちというのは、資格認定をしてあげる。そして、その資格に基づいた処遇をきちっとしてあげる。処遇というのは、何も金銭的にどうのこうのじゃなくて、私たちの職務職階制度の中のとどこかに何とかと同等ですよみたいな位置づけがあったりとか、ポスト管理をして、異動のときにも別枠の異動ですよみたいな。そして、その別枠の異動も、適正配置で「あなた、こっちに行ってください」と言われても受け入れられるような条件整備、それに見合う手当も含め、いろいろな諸条件が整っていると、そういったことが可能なんだろうと。ただ、それが武蔵野市でできるのかどうかというのはまた難しい問題なんですけれども、せめて武蔵野市の独自のそういったものがもしできるのならば、保護者対応もこの人ですよという形できちっと打って出るとは多分できるんだろうと思います。

【委員】      こちらに保護者の窓口ということがあったんですけれども、先ほどからのお話を伺っていると、現状はまだそういう段階には来てないのかなと感じていたので、そのことを申し上げようかなと思いました。

【副委員長】      学校の中で先生方が委員会をつくられているとかということも、想像もしていませんでしたか。

【委員】      していませんでした。

【副委員長】      相談事というのは、今出ていましたようにスクールカウンセラーの先生か、副校長先生か、保健室の先生、担任の先生はもちろんですけれども、そういう感じですか、親御さんのイメージとしては。

【委員】      そうですね。一番身近は担任の先生という感じでしょうか。スクールカウンセラーの先生にたどりつくのも、私からすると距離があるような感じがします。

【副委員長】      ですから、ここには窓口とありますけれども、実際には多くは担任の先生が受けとめて、ここのコーディネーターの役割にも担任への支援というのがあるのが、おそらくこっちの役割も大きくなってきているんだと思うんですけどね。

どうぞ、先生。

【委員】      という形で現状のまま行くのか、コーディネーターの立場をよりきちっとしたものにするかという議論が必要だと思うんですね。おそらくそれは後者の形で進んでいくべきだろうと思うんですよ。ただ、コーディネーター自体が担任を兼ねてというのは、先ほどの議論の中からすれば、それはなかなか難しいだろうということになって、2名と

いう縛りがあるとすれば、より具体的な話をすれば、1名は担任でない立場の者が入っていくということで、もう一名はまた別の立場でも構わないということになりますけれども、というような話にしておく。コーディネーターはコーディネーターで、つくったからには、そのポジションをきちっとしたものに制度上もしていくということが必要なんだろうと思うんですね。

ただ、さっき研修の話がありましたけれども、コーディネーターにはかなりの力量というか、特に保護者に対して十分な説明をしていくことが求められるようになれば、かなりの力量が必要とされるだろうと思うんですね。ただ、それでも担任が直接何かやるよりもいいのかもしれないと思うのは、担任よりはより客観的に見ていられるかもしれないというようなこともあるかもしれませんが、それがプラスになるかマイナスになるかわかりませんが、というようなことがあるから、きちっとした形でコーディネーターの制度を確立していく方向に話になっていくべきだろうと思うんですね。

ただ、繰り返しになりますけれども、よほどいろいろなことに精通して、子供のさまざまな障害とか、親との接し方とかということに対して精通していかなきゃいかんということになるので、研修ということになれば、それなりに通り一遍のものではなくて、かなりきちっとした教育と、その結果、さっき資格という話がありましたけれども、資格になるのか何になるかわかりませんが、ある意味でのほんとうの専門家を育てるんだというようなつもりでやらないと難しいだろうと思うんですね。例えば1年限りとか2年限りで大変だけれども、この期間だけやってもらいたいというような形では、おそらくこれは制度として今後なかなか生かされていかないだろうと思うんです。

**【副委員長】** 資格云々とか、給料とか、金銭面とかってあるかと思いますが、委員の先生方から共通に出ているのは、専門性が高いので、それを維持するための工夫といますか、コーディネーターの先生の何らかの、担任から外れるというのも、具体的にそれを討論していくと、またいろいろなご意見があるとは思いますが、何らかの形で専門性を維持していく、つくっていくというような研修のあり方とか役割とかというのは考えなくちゃいけないというのは、1つこの委員会では提言していく必要はあるんじゃないかということが多くのご意見だと確認してよろしいですか。

それでは、3番目、4番目の個別指導計画と個別の教育支援計画について、事務局のほうからご説明ください。

**【事務局】** 私のほうからは、一人一人のニーズに応じた指導の実施と個別指導計画、

そして4番の個別の教育支援計画の作成に向けてということで、お話しさせていただきます。今日お配りしました資料4をごらんください。

個別指導計画と個別の教育支援計画というのは言葉というものが大変混同しやすいので、対照表にしました。これは先ほど大平課長のほうから話がありました特別支援教育推進のためのガイドラインのほうから抜粋しております。

まず、個別指導計画は、児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校での指導における個々の指導目標や指導内容、方法が盛り込まれたものです。それに対しまして、個別の教育支援計画は、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために策定するものです。この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療等のさまざまな側面からの取り組みが必要で、支援機関との綿密な連携や協力をしていくことが不可欠になっています。

個別の指導計画につきましては、特別支援学級では保護者との連携のもとで作成しています。本市は通常学級におきましても、平成19年度の調査では、特別な支援を必要とする児童・生徒のうち、約55%で個別指導計画が作成されています。そして、様式のほうも各学校で年間を見渡せるようなものを作成し、毎学期ごとに修正をしています。今年度につきましては、作成した学校の半分で実際の指導にも活用されているような報告も上げられています。

その一方で、個別指導計画を作成するに当たりまして、保護者の理解が得られないことや、一人一人のニーズに合った対応策が考えられていないという実態もあります。また、保育園や幼稚園等の要録等を活用した連携ということにつきましても課題になっております。

今後、市教委としましては、特別支援教育コーディネーター連絡会、また、夏期研修等で個別指導計画の作成について実践的に学べるように支援していきます。また、個別指導計画の更新、管理につきましても、その手順や流れというものを明確にしていこうと考えております。

個別の教育支援計画につきましては、作成を担当する機関を明らかにするとともに、障害の実態や保護者の希望をもとに、特別な教育的ニーズを明らかにして改善、克服するための教育指導を含め、必要となる教育的支援の目標や基本的内容を定めていきます。ですが、本市につきましては、現在のところ、通常の学級では作成しておりません。ただ、今までにお話しした個別の支援計画の意義、そして内容等についても、理解というものを深

めていく必要があるのではないかと考えています。今後、作成に当たりましては、特別支援学級設置校では関係者による支援会議を設置し、その協議のもとに作成してまいります。そして、その成果を通常学級での個別の教育支援計画のほうに生かしてまいりたいと考えています。

私のほうからは以上です。

【副委員長】 一人一人の支援の計画書の話が今、出てきました。先ほど田中先生のほうからも個別指導計画の話、個人情報の関係でなかなか難しい、それから今ご説明があったとおり、保護者理解が得られないというところが1つ課題として出てきていますが、ご意見とかご質問とか、どうぞ活発にお願いします。

例えば國松先生、小金井の特別支援学校では全員つくられていると思うんですけども、これをつくって、親御さんからはどうですか、評価といたしますか。

【委員】 個別指導計画については、年度初めに個別の面談週間を設けて、あらかじめある程度アウトラインを担当がつくったものを保護者に見せて、それについて意見を聞いて、保護者の要望と合致したところを到達点として、指導計画として確定して、保護者に改めて作り直したものを送っているという状況ですね。それに基づいて前期指導して、その評価をして、後期にはまたそれを手直しする必要があるところは直して、既に目標を達成しました、次の目標の段階に上げましょうというようなところを作り直して、保護者とまた再確認をするということをやっている、保護者から非常に評価を得ているところです。学校が何をやろうとしているのかがわかると。

一方、個別の教育支援計画については、これまでも教員が独自につくって保護者に見てもらっていたんですけども、文部科学省の言うところの教育支援計画は、関係機関がそろって、それぞれが確認したものを策定だと用語の使い方をしておりますので、本校も今年4学年を対象を絞って、夏期休業中に支援会議をやったところです。文字通り策定というところまでこぎつけましたが、これは時間的にも手間暇もかかって、非常に大変だなという気がしております。

これを通常の学級で行おうとした場合に、ここにも書かれておりますが、学校としては特別な支援が必要だと思っているお子さんでつくらなければと宿題に思っているが、実は保護者のほうが特別な支援は必要だと思っていないという場合に、果たして相互了解のもとに策定していけるのかとなると、かなりハードルが高いだろうな、困難が予想されるなどと思います。それでも学校側としては、必要だと思われる人には100%用意するとい

う気構えで進めていく必要があるんじゃないかなと思いました。

**【副委員長】** 保護者との了解という話が出てきていますけれども、ほかにいかがでしょうか。

つくることでの評判というのは、効果がありますし、いいわけなんですけれども、でも、現実的には小・中学校なんかで、親御さんが一緒に学校とやりましょう、つくりましょうというところまでいかないというケースも多々あるということなんですけれども、それについて何かご意見とかありますか。

**【委員】** 今、お話を伺っていて、学校が必要と考えたお子さんに対しては学校がつくっていただいて、それに基づいて進めていくというのはすごく素晴らしいと思います。保護者のほうも、最初は受け入れられなくても、だんだん自分の子供が成績も上がらないしというのを見ていけば、先生がおっしゃったことが正しかったのかなという気持ちにも変わっていくのかなと。最初からほかの子と違うからこういうふうにしますというのは受け入れられなくても、ちょっと時間をかけて説明していただくとか、経過を見ていけば、先生のおっしゃったとおりでこういうふうにしていただいているんだ、すごくありがたいなと気持ちが変わっていくんじゃないかなと思いますので、学校のほうでそういうふうを意識を持ってやっていただけるというのは、すごくありがたいと思います。

**【副委員長】** ちょっと壁になっているのは、先ほどちらっと出ていました個人情報の話がありまして、親御さんがうちの子供のことを勝手に学校でつくっているの、そんな話をしているの、記録つけているのなんていうこともあたりしますので、そのあたりも含めていかがですか、こういう計画書をつくるに当たって。

**【委員】** すごく単純に個人情報とかということ抜きにして考えると、学校側が指導するのに必要なある程度の基本的な情報は先生方の中でつくっていただいて、それをその子の指導に使っていただくという、それについて、親御さんの承認というんですか、こういうことをこの子にしますということについて、一々理解を必要とするんですか。ある程度こういう特別な支援をしていきたいんですけれどもということを、親御さんが必ずそういう指導をしてくださいということを認めない限り、そういう指導というのは学校としてはできないという感じなんでしょうか。

**【委員】** 承認を得なければという。

**【委員】** そうですね。独自に手を差し伸べることというのは難しいことなんでしょうか。

【副委員長】 いかがですか、先生方。

【委員】 特別支援教育だけじゃなくて、普通の教育指導でも、本来だったら社会科なら社会科の指導計画があるし、それに基づいて、学級に40人いれば一人一人の指導計画があってもいいし、別に親御さんの了解を得なくてもね。ただ、この特別支援教育について言うと、指導計画、あるいは個別の支援計画でもそうですけれども、指導や支援の効果を上げるには、児童・生徒あるいは保護者のニーズ、親御さんはお子さんの発達課題が何なのか、どういうふうに見ているのかとか、うちの子に何をしてほしいのか、その辺のことを学校がつかんでつくるのは通常の学級以上に必要だと思うんです。特別支援学級でも、特別支援が必要なお子さんについても、いわゆる通常の教育指導以上に、発達課題は教員だけでなく家庭ではどんなことに困っているのかとか、うちの子供の認知の特性はこうなんですという、もちろん学校の教員は見ていますけれども、ご家庭ではどういうふうに見ているのかということ、親御さんの了解を得ると言い方より、協力してつくると言いかえたほうがいいと思うんですね。

ただ、そう生易しいことじゃなくて、例えば本校の特別支援学級、22名いるんですが、全員個別の指導計画はできています。ただ、先ほどの支援計画は、お恥ずかしい話ですけども、22名中4名しかできてない。支援計画は親御さんの了解、協力のもとでつくるので。個別の指導計画もそうなんですけれども、支援計画はまだ課題があって、特別支援学級でも22分の4なんです。今、作成中、親御さんの協力を得られてつくれそうなのが9名いるんです。その9名がそろると、22名分の13名ですね。特別支援学級でもそうなんです。したがって、通常級にいる特別支援が必要な子供の保護者の方の理解を得るといのは、もっとハードルが高いと。

【委員】 結局、家庭の行動から含めての指導という形になるから、個人の情報とか、その辺のところの問題になってくるということですか。そうではなくて、個別に通常の教室でその子だけに指導をしていくということが、周りの方に知れてしまうとか、そういうことも問題になっている……。

【副委員長】 そういうこともありますね。ですから、学校の中でやることであっても、基本的には本人とか保護者の了解を得ていろいろ進めていますから、個別指導計画のこともそうですけれども、うちの子はつくらなくて結構ですというような了解を得られなければ、個別指導計画をつくっていろいろな取り組みをやるということも、中途半端で終わってしまうということも現実的にはあるということなんです。

【委員】 また、結局コーディネーターのことに話は戻るんじゃないかと思うんですね。個別の教育支援計画といって個別にやるからには、そのお子さんに関する非常に正確な情報がない限り、支援計画を立ててもほとんど意味がないと思うんですね。親御さんからどのくらい十分な情報を引き出せるかということが大きな問題になるんで、そこできつとコーディネーターの役割みたいなものが重要になってくるんだと。コーディネーターの役割として、よりネガティブな面だけ、こんな問題を起こしたからとか何とかというときの親との交渉とかということではなくて、長期的な視点に立って、このお子さん一人をどういうふうに育てていくかという情報を一生懸命引き出しながら、親も含めてあらゆる者がかかわってつくっていく、その中でのコーディネーターのポジションというものがきつとあるんだろうと思うんですね。今こうやって個別の支援計画というと、途端に今度、学校の先生と子供の話に話が戻ってしまうんだけど、せっかくコーディネーターという話が出てきたんだったら、そこでコーディネーターをどうやって生かしていくのかという話になっていくんじゃないかと思います。

【副委員長】 いかがですか。ほかにご意見とか、どうぞ。

【委員】 今のコーディネーターと校内の関係ですけれども、当初、特別支援学校でもコーディネーターを専任で置いて、外との関係のためにコーディネーターを置くんだという話をしたときに、校内の教員からは、それでは今校内にいる子供たちはどうなるんだと。保護者も学級担任から外れてコーディネーターとなったときに、もっと学級の中に先生を残してくれという反対の声が出るはずだという不安の声が多く聞かれました。そうではなくて、コーディネーターは校内のこともコーディネートするんだよと。専門性を上げてもらって、校内で学級担任が個別指導計画をつくるのに悩んでいるような場合には、豊富な事例を持つコーディネーターが個別指導計画の作成のアドバイスをするんだと。こうやって校内支援をするんだから、心配には及ばないという話をして、校内がなるほどと。実際にはそのように機能してきましたから、コーディネーターのところにはさまざまな情報が集まって、それをさらに校内に還元していくというシステムができていけば大丈夫じゃないかなと思います。

保護者と担任の考えが違う場合というのが時にありまして、保護者が「先生、うちの子はとにかく勉強を教えてください。数学をここの先まで行かせてください」というような要望をする保護者がいたとする。学級担任のほうから見たときには、いや、そうじゃなくて、もっと座っているだとか、友達と仲よくするだとか、友達が終わるまで待ってられ

るとか、そういうことのほうが当面の課題で、そこができないことには幾ら掛け算ができて、割り算ができてだめだろうな、対応できないだろうなというずれがあったときに、どこから手をつけましょうかという話をする必要があるんですね。そこで、保護者ときちんと合意しておかなければ、どこまで行っても学校は私が要望している勉強を教えてくれないと。担任のほうは担任のほうで、あそこの保護者は勉強ばかり言って、もっとほかに大切なことに目をつむっているというような並行線でいくと不幸な結果になりますので、そこを何とか早い段階で調整しておく必要があるかなと思います。

そういうときにコーディネーターの役割は大きくて、担任だと、保護者との関係がぎくしゃくすると非常にぐあいが悪いですから、コーディネーターが一枚かむことによって、いや、お母さん、こういう事例もありますよということで、非常にいいサポート役になってくれるというところが本校の場合があります。

**【副委員長】** コーディネーターの役割とか充実とかというあたりがポイントになってきているんだと思います。現状でのいろいろな問題はありますけれども、具体的にどうか、具体的になくても構いませんけれども、個別指導計画をもっと充実できたり、どんどんつくれたりということでの何かご提案とか、ご意見とか、ございませんでしょうか。保護者の理解が得られていれば、当然、学校としても話がいろいろ進みますので、その部分ではあとはいろいろ先生方が研修したり、いろいろなツールを使っていただいて、充実したものをつくって活用していただくということが具体策としてここに載っていますけれども、やっていければいいんだと思うんですけれども、例えば保護者に理解が得られない場合の個別指導計画の作成とか充実とかに関して、何かアイデアではありませんけれども、ご意見とか、古賀先生、いかがですか。

**【委員】** 僕は一般的なことだけで、現場をよく知らないものですから、わかりませんが。

**【副委員長】** 田中先生、どうでしょうか。先ほどの個人情報の問題もありますけれども。

**【委員】** 理解が得られない場合の作成というのはほんとうに限界がありますよね。作成することは難しいことではないんです。それなりに専門家スタッフの見立てがあったり、スクールカウンセラーや派遣相談員の見立てがあったりして、その上でつくりますけれども、壁になってくるのが、成育歴の部分がどうしても保護者の理解が得られないと薄くなってしまったり、保護者の理解がなければ、就学前の保育園をお訪ねしたりとか、現在かか

っているさまざまな関係機関に私たちが出向いても、それは個人情報ので当然つまずいでしまいますので、そしてもう一つが、実際指導を実施しようというときに、さまざまなルールづくりを子供の間ではしていくわけですけれども、何でうちの子だけそういうルールづくりをするんですかと。ほかの子供と違った対応をするわけですから、そうすると、そこで保護者の理解が得られていないと、限界性というのは当然ありますので、これは今、何かアイデアありませんかと言われたけれども、私のほうが教えていただきたいぐらいで、これについてはなかなかまだ難しいなど。逆にこの支援を受けられるとこんな得があるんだという部分がおわかりいただくと、また目線が変わってくるんだろうと思いますけれども、特別扱いされるという偏見のほうがまだ強いのかなと思っています。

**【委員】** そのとき、教育の枠をやや広げて、養護の先生とかという人だと、わりと成育歴が聞きやすかったりということがあるんじゃないかと思うんですね。それから、コーディネーターが学校の中の人方だけで情報を得るということではなくて、だったら例えば本人がかかわっている治療施設みたいなのところを持っている情報みたいなものを上手に聞いてきたりとかということで、成育歴とか障害とかというプロフィールをもうちょっとはつきりさせることもできるんだと思うんですね。だから、先生のところに行って聞いていいのかという話にまたつながってくると思うんですけれども、コーディネーターの役割は関係各機関を上手に取りまとめたり、パイプ役になったりということがありますから、そんなことまで含めて、2人で20何人見れるのかということがあるわけですけれども、そんなことまで含めて、情報の収集にいろいろな形でかかわっていただくということも必要なのかなと思うんですね。ただ、そういう話は言うだけ言ってという話になるんで、実際にどこまでコーディネーターの方にそのような力を求めていいのかとか、果たしてどのように研修したらいいのかということは、もっと具体的にならないと意味がないかと思いませんけれども。

**【副委員長】** 今、古賀先生から医療機関との連携も含めて、医療機関だけではないですけれども、いろいろな関係機関との連携という話が出ましたけれども、4番のほうの個別の教育支援計画というほうだと思います。支援学級でも支援学校でも、関係機関と連携してつくるというのにまだ四苦八苦している状況ですので、この辺で何かご意見とかありますでしょうか。学校以外のところとリンクしてやるという難しさだと思いますけれども。

5ページに例えば事務局から出していただいた具体策として、ハビットの支援人材を派遣活用についても検討なんてありますけれども、山田課長、例えばそういうことというの

は現実的にどうなのでしょう、可能性として。

【委員】 今、学校の先生たちのお話を聞いていまして、やっぱり同じ悩みといいますか、結局ご本人の情報はご本人のものだという、今の時代はそういう時代になっていますので、ご本人の了解なくして情報の共有もできないし、記載もできない。私どももいろいろな障害をお持ちの方のケース記録というものをつくっているんですけども、今は常に個人情報の開示ということ意識した記録の作成をしなければなりませんので、ほんとうの意味のすべてを書き尽くすことができないんですね。ですので、そこのところはよほどの工夫をして、ケースワーカーがそれぞれ記録を書くんですけども、それについては、それを意識しつつも、ただ、ケースワーカーが変わったときにわからなくなならないような工夫もしなければならぬというところで、非常に悩むところではあります。ただ、関係機関との連携においても、紙ベースの情報のやりとりはできませんので、一定、許される範囲のきちんとした交換というか、同じ場で集まって、そこでのやりとりをする中で、そこでの話の中ではいろいろなことの共有ができますので、そのプロセスを共有することによってかなりうまくいった場合も、そんなたくさんとは言えないんですけども、あります。

学校との連携というところでも、例えばお子さんは健常であっても、逆に保護者の方が健常ではないという場合がございますので、その場合に、お子さんをいかに守るかという意味で学校と連携して、中学に向けてどうなのかとか、そういったことを何とかやったケースがございますけれども、そこでは記録上とか、そういったところでの共有というのは限界がございますけれども、同じ場で相談するというプロセスの中では、一緒に支援していくということは幾らでもできるという体験はしましたので、そういうことを生かして、今ハビットでは、主には未就学児の相談なんですけど、実は就学のお子さんのご相談もございます。学校でうまくいかないとか、あるいは学校には言いたくないんだけど、あるところで発達障害だという確定診断的なことを言われて、どうしようというようなご相談もございますが、そのときには、ハビットとしては、特別支援教育を受けることによって社会生活がきちんと営めるように必ずなっていくからというような安心感のあるご説明をしながら相談を受けるわけですが、今後はハビットもこれからですので、そこで一緒にチームとしていろいろな職種が——いろいろな職種の中にはハビットの専門職、あるいは保育園、幼稚園の専門の先生もいらっしゃいますし、学校の先生も専門職の1つの職種であるということで、チームとしてやっていきたいというのが今の目標なんです。ですので、学校のほうにもぜひこれからそのような形で連携していきたいというところで、ハビット

のスタッフも、実は特別支援学級とかの見学的なものですけれども、そういったことも既に行かせていただいたりいたしておりますので、今後、それをさらに充実させていきたいと考えております。

【委員】 個別の教育支援計画は、すべての部分を親に開示するというのが前提なんですか。親とつくり上げていくのは当然ございますよね。それから、教育する側が、どこまで親とは別に独自の計画をその中に持っているかということで随分変わってくると思うんですが、求められたら即座に何から何まで開示ということが前提なんですか。どうなんですか。

【副委員長】 それはいかがですか。学校の公文書は開示請求されると、今はすべて出してくださいみたいなどころはありますけどね。

【委員】 それは委員会か何かをつくっておいてですか。開示するべきかどうかというように1つ委員会みたいなものをつくっておいて開示するのか、かなり本音の部分とかいろいろの部分とがあって、それがどうなのか。記録に残すか残さないとかという部分があって、どうなんですか。計画というのが、親が見てもいい計画と、そうではない、ほんとうにこうしたいという部分が……。こうしたいというのも、全部親の話をやった上でということになるんですか。

【副委員長】 その辺の厳密な規定というのはありますでしょうか。開示請求があったときに……。

【事務局】 いわゆる市の関係のところでは、開示請求があったらワンクッションを置いて判断して開示するというものはあるんですね。学校においてはどうでしょうか。ただ、通信簿も開示があったらご本人に対しては開示するという判例も出てきていますし、原則開示の方向かなとは思っています。

【委員】 ただ、関係機関から入った情報は、親が知らない、親に知らせない情報なんかが他の関係機関から入る可能性がありますよね。

【事務局】 今のうちの場合には、保護者の了解のもとに他の機関から……。

【委員】 いや、一定関係機関に行くけれども、関係機関は、これは親には知らせてないけどというような情報をこっちに与えてくれたりしますよね。

【事務局】 基本的には他の機関からそういう形で受けたものについては、それはないものということで処理せざるを得ないと思いますので、開示対象にはならないと思うんですね。あくまでも学校がつくったものは開示対象にはなると思います。

【委員】 学校が支援計画をつくるときにあらゆる情報を正確に把握して、その子のための計画をつくるわけですね。そういったときに、例えば病院に行って、実はこの子はこういうことで、こういうふうに重い病気なんだけれども、親にはこう言ってないとかという話がありますよね。そういったことがあった場合に、いろいろな矛盾があったり、関係機関がかえって困っちゃったりとかという可能性もあるわけですね。そういったとき開示をどこまでするのかとか、関係機関がこれを言わないでくれと言ったらしめないのかとか、いろいろなケースを考えておかなきゃいかんと。

【副委員長】 先生がおっしゃっているのは、多分、すべての情報を記録として残すか、それとも計画書ですから、実際の支援するとか指導するとか、計画の目標とか手だてだけを書いてあるものだけを記録として残しているか、またはどうするかというあたりの線引きですね。

【事務局】 それで、2回目、3回目でお話があった就学支援シートなるものがそこでもうまく機能してくれば、それが情報の引き継ぎになっていく。そこは保護者も含めてという形になるのか、関係機関だけになるのかということところはちょっと残りますけれども、そういった関係機関との情報のツールというものがきちっと出てくれば、個別の教育支援計画の中にもそれが反映でき、指導計画にも反映し、それを徐々に段階的に引き継いでいくというシステムが、ここには書いてないんですけども、その前の段階で少し話がされていますので、そこうまく連携ができれば、この計画づくりも多少前進するのかなと思っております。

【委員】 私文書に？

【事務局】 いえ、支援シート。就学支援シートとか。

【委員】 文書の格としては公文書になる？

【事務局】 それは公文書です。

【委員】 公文書になるんですね。

【事務局】 はい。

【副委員長】 その辺のどこまで残して、親に見せる見せないとかという話は、開示請求があった場合でのことだと思いますけどね。まだ課題は多いと思います。

【事務局】 もう一つ、今の話で、東京都のモデル事業を受けて、あきる野市とかいろいろな市で、就学支援シートとか、そういったものを実際にやったところがあるんですけども、開示請求というものを意識して、公文書として残すものについては見られてもい

い、開示してもいいということで意識して書いている。実際のところは、保護者は持って  
いなくても担当が持っているものを伝えたいというときには、公文書には残さないで、引  
き継ぎのときに口頭で伝えるとか、何らかの形で伝え合うという手段をとっているよう  
です。ですので、古賀先生がおっしゃる、どこまできちっとした形で残るのか、それとも  
きちっとしていないけれども、伝えていくのかというところは、多分ずっと課題としては  
引き継がれるのかなと思っております。

【副委員長】 文書の問題はなかなか難しいところだと思いますけれども。

【事務局】 そうですね。

【委員】 ただ、ちょっと気になったのは、個別の教育支援計画は、今日の資料4にも  
対比表が出ていますけれども、もともと開示云々というよりも、保護者と協力してつく  
っていくものだと。保護者の確認欄もあるわけなので、開示云々というよりも、この性格は、  
どういう教育支援が必要なのか、その指導の経過も踏まえて、保護者と協力して作る  
ものである以上は、開示という大変ですけども、隠すものじゃないというか、そういう  
理解のほうがいいのかないかなという感じがするんですがね。

【副委員長】 当然そうなんですけれども、古賀先生が多分おっしゃっていたのは、ほ  
かの福祉機関とか病院と担任の先生やコーディネーターの先生が話をしたときに、これは  
保護者には言えないことなんだけどとか、内緒にしてくださいというような情報も中には  
含まれてくる。それを記録に残すであろうと。そして、それはどういう扱いにするのかと  
いうことが先ほど出ていましたんで、保護者とともにつくって行って、こういうふう  
に指導していきましょう、支援していきましょうということはもちろん開示して、一緒につ  
くり上げていくものだと思うんですけどね。ですから、文書の形態とか、どこまでを記録  
して残すかというあたりは、なかなか線引きするのが今は難しいですねという話だった  
んです。

先ほどの話に戻りますけれども、ハビットも学校関係に協力・連携という形をとって  
いくということもお話が出ていましたので、その辺で個別の教育支援計画の充実も一層  
そういう形で進むとありがたいなというところだと思います。

ほかにありますか、指導計画、支援計画のあたりで。

では、5番目の管理職、教職員への理解啓発と専門性の向上に向けてというところを  
願います。事務局。

【事務局】 それでは、説明させていただきます。

先ほどから教職員の理解度に差があるとか、特別支援教育コーディネーターのほうの資質を向上させていくというのが話題となっております。まさにそこについての項目になるかと思えます。現在、一人一人の教職員の理解を深めて高めていくために、まず校内研修というもので教員の意識改革というものや、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への指導力を高めていくように今、努力をしています。結果としまして、校内研修につきましては、ほぼすべての幼・小・中学校で1学期に行われました。この研修なんですけど、専門家スタッフや特別支援学校の先生等を講師として来ていただき、児童理解、支援方法について共通理解をしたり、特別支援学級との連携、個別指導計画に基づく指導について研修を深めてまいりました。

また、夏休みに教職員のほうの研修も行いました。今年度、特別支援教育の研修会につきましては、小学校では89名、中学校では35名、計124名の参加がありました。市内の教員は大体400名と言われておりますから、4人に1人は受けているというような状況です。今年度の研修内容につきましては、主に発達障害の理解、そして、それに対する指導、保護者との連携というような内容で行われました。今年度から他区市町村からの転入者及び特別支援教育コーディネーターらを悉皆としまして参加を呼びかけたので、昨年度よりも倍増というようなことになっております。

また、特別支援教育コーディネーターにつきましては、東京都教職員研修センターで平成17年度から養成研修を実施しています。今年度からは幼稚園の教員も対象になりましたので、境幼稚園のほうからも参加しております。この特別支援教育コーディネーター養成研修は1年間ありまして、この研修を修了した人材というものを、武蔵野市では特別支援教育のコーディネーターの小委員会というものや、本計画の策定委員会のワーキングスタッフとして人材を有効に活用しております。特に特別支援教育コーディネーター連絡会がコーディネーターの研修会とも言える年6回の研修なんですけれども、この連絡会での先導的な役割を行っております。ですけれども、今年度研修をしてまいりまして、先生方一人一人の理解度、そして特別支援教育のコーディネーターも大変頑張っているんですが、学校によっては管理職の意識というものが十分でないがために、有効に機能しないというようなことも見られます。

そこで、今後の対応の具体策としましては、先ほど長期休業中が大分以前とは変わってきているということもございまして、階層別に行っていくてはどうかということをお考えしております。初任者から5年目ぐらいの教員、コーディネーター、管理職といった研修の

会を設定していこうと考えています。また、今年度、平成20年度、21年度、2年にわたりまして、特別支援教育の研究のほうを千川小学校と第四中学校にお願いしておりますので、そういった研究の成果というものを市内の小・中学校全校に普及していくことも大切ではないかと考えております。 私からの説明は以上です。

【副委員長】 ありがとうございます。森先生のほうから、お聞きしていると、大分充実しているなという感じで聞きましたけれども、また、充実はしているんでしょうけれども、一層もっとということになると、いかがでしょうか。ご意見とかありましたら。

【委員】 管理職の意識が不十分というのは、それはどういうことですか？

【事務局】 1学期に特別支援のコーディネーターのほうにアンケート調査を行ったんですけれども、その中で、例えば個別指導計画を作成していくときに、担任の先生や専門家スタッフ等の調整をしているときに、昨年度などは調査のときに同席してくださらなかったとかいうことがあって、今年度からはなるべくそういうことがないようにということになっていますが、コーディネーターが困っているときにこうしたほうがいいんじゃないかというようなアドバイスをしてくださるといった点ということです。

【委員】 いずれにしろ、だからこそ階層制という話ということなんですね。むしろ上を教育しなきゃいかんという話ですか。

【事務局】 先ほど学校長のほうからもお話がありましたけれども、学校の中で中心的にやっていくのはコーディネーターの方なんですけれども、その方も、さっきのお話のようにいろいろあって動きづらいというところは、そこをいかにサポートするかというときに、管理職の方の支えといいますか、コーディネーターへの校内での支援といいますか、そういったものがとても大事になっている現状があるわけですね。そういう意味では、学校経営の中に特別支援教育をきっちりと位置づけて、コーディネーターを中心に回していくときの管理職の役割というのはとても大きいわけですので、管理職を先頭に、階層別の研修を行って進めていただきたいと思いますと思っています。

【委員】 校内体制を充実させないと外部機関との連携も難しいと思うんですけれども。

【事務局】 校内全体で取り組んでいくというのが趣旨ですね。その際に、役割が全部違ってきますので、職層ごとにそれぞれの立場での研修が必要だというのがこの職層に応じたという趣旨であります。

【委員】 ぜひ実施してもらいたい。そうしないと、策定委員会の話も実現しないということになるわけですね。

【副委員長】 ほかにご意見とかありますか。どうぞ。

【委員】 研修のことはとても助けられてきたと思っているんですね。私自身が研修をいろいろなところで受けて、なるほどなと幾つか思ったことがあります。それは、特別支援教育が始まった当時は、どうしても特別支援教育を推進する立場からの発信の研修会が非常に多かったんですけども、最近になってから、それぞれの立場からの発信、例えばご自身がそういった障害を抱えて、小学校のころ苦勞して、今親になって、初めて自分の小学校を振り返ってきて、あのころの先生たちはこうだったとか、あのときの親はこういうところが見てもらえなかったというふうな、今だから大人になって発信できることがあるわけですね。そういったことの研修を受けたときに、今の子供たちがどこでどう考えているのか、なかなかつかみどころがない部分が、その代弁者として話をしてくださった研修。今年、武蔵野市もそういう研修を1つ、エジソンクラブの方を入れていただいて、多分そういう話をされたんだと思います。

もう一つ、熊井先生もお聞きになっていましたけれども、この間、オオカワラ先生の話をお伺いして、スクールカウンセラーの立場から学校を見たときにこうですよ。しかも、管理職はこうやって動いてくださいと視点を絞って、管理職という立場でお話をなされてくださったんですね。これもとってもよかったと思っています。

それから、次に非常によかったのは、國松先生にご無理をお願いして、支援学校のコーディネーターの方にはずっとお世話になってきています。これは教員が一番喜んでますね。それはなぜかという、自分たちと同じ教員の目線で物を言ってくれる。理論じゃなくて、ここはこうすればいいという具体的な提案がいただける。このことが特に若手の教員たちがとてもお世話になって、喜んだところでした。

3つ目は、発達障害をどう理解していくかという、理論的なものは今たくさん出ていますので、教員もそれなりにその文献を当たって、文字面はわかっているんですね。ただ、それが実感できていないという部分がありますので、幾つか最近、模擬体験を、ほんとうにそれがそうかどうかというのは、きっとご専門の立場ではあるんでしょうけれども、そういった実感を伴う理解、こういった研修会が最近幾つかできてきていて、これも研修会として非常に有効だなと思っています。

ですから、何を申し上げたいかという、研修の重要性はものすごくあるんだけど、中身の吟味、いつも同じことをやっても、それぞれ教員のさまざまなキャリアもあるし、感じ方も違うので、さまざまな立場からの発信を受け取れるような研修をいただける

と、さっきの保護者対応の部分でも私たちの視野が非常に広がるだろうと思っていますので、ぜひそういう研修をしていただけると、私たち学校にとってはありがたいなと思っています。

**【副委員長】** 研修のいろいろな内容とか、工夫についてということをご提案いただきました。

ほかにございますか。

**【委員】** 私も非常に研修は大事だと思うんですけども、初任者から管理職も含めて、研修の中身で、いろいろ頭の中で勉強することは大事だと思うんですけども、今までの障害児教育の培ってきた財産といいますか、例えば知的障害の特別支援学級でどういう指導をされているのか、そういった授業見学でもいいし、通級でもいいと思うんですけども、そういった固定や通級の指導のノウハウとか、教員がそこに出向いて、こういう発達課題があって、こういう対応をしているんだという研修がもっとたくさんあっていいと思いますか、今年も先ほどの夏期研修で固定級や通級の担任の先生方の研修があった中で、私も随分勉強になったんです。私も自分の学校の生徒のことは指導から随分学んではいるんですけども、通級の指導、あるいは小学校の固定級の先生がどんな苦勞をされているかということが非常に勉強になったので、私は大野田はすぐ隣なので、大野田の知的障害や肢体不自由の授業見学等を必ず見て、そこから感ずるものとか勉強するものがあるんですけども、そういう機会もこれからの研修では大事なかなと思います。

**【副委員長】** そういう研修がわりといろいろなところでもやられているようにはなってきましたよね。実際に専門的にやられているようなところをほかの学校の先生方が見に行って、そこでまた学ぶというような形。研修会の形とか、スタイルとか、内容について、今ご提案をいろいろいただきました。

すみません。お時間がありますので、次の6番を事務局のほうからご提案いただいてから、改めまして全部通してご意見とかをいただきたいと思いますので、お願いします。

**【事務局】** 6番、最後のほうなんですけれども、各学校における市による特別支援教育のための外部・支援派遣人材の一層の活用という、各学校に市教委のほうからいろいろな人材を派遣しておりますけれども、そのことについてであります。専門家スタッフとかについての説明は第1回目のこの委員会で私のほうからイメージ図にあらわして簡単にご紹介してありますので、今回はそれぞれの役割については省略させていただきたいと思っております。

そこで、課題のほうに移るわけなんですけれども、専門家スタッフとか派遣相談員が学校に来ているときに、その指導内容をもう少しじっくりと聞いていきたいというのが1つ課題になっております。そのために、対応策のほうなんですけれども、できれば専門家スタッフ等については少し回数等も増やしていきたいと考えております。

それから、課題の2番目にありますのが、個別指導計画とか支援方法への早期の助言を得て実効性を高めるということになっておりますけれども、対応策についても研修等を踏まえて進めていきたいと考えております。

3番目の課題については、支援センター等の情報の連携なんですけれども、授業観察とか保護者面談、通級相談、検査実施などに繋げていきたいとしております。現在、学校に派遣相談員が入っておりますけれども、それが徐々に効果をあらわしまして、学校でいろいろな面談等を通じて教育支援センター等につながっていくとか、あるいは学校の保護者面談を通じて通級につながっていくとか、発達検査を行うようになったとか、そういったようなことがありますので、引き続き連携を深めていきたいと思っております。

課題の4番目なんですけれども、保護者が特別支援の必要性を感じていないときの連携を図る必要があると書いてありますけれども、今お話ししましたように、保護者への理解というのはどここのところでも課題になっておりますけれども、教育支援センターの派遣相談員が間に入って、保護者面談等も進めていきながら、学級担任、コーディネーター等とともに保護者への理解を図っていきたいと考えております。

また、学生さん等が学校の中に入っているんですけれども、その学生さん等の人材確保が難しくなってきました。各自治体においても、各学校への支援ということで、学生さんを活用ようになってきております。そういう意味で、学生さんの確保というのが課題になってきております。本市では5大学協定を結びながら、主に生涯学習等を進めて、大学の協力をいただいておりますけれども、そういった近隣の大学と協力をお願いする中で、一定の人材を確保していきたいと思っております。特に武蔵野大学は心理系の学部を持っておりまして、そこと今連携を少し強めておりまして、学生さんに協力いただいているところがあります。さらにそれを広げていきたいと思っております。

ティーチングアシスタントとかサポートスタッフについては、今まだ子供さんについているというような状況のところが多いわけなんですけれども、さらにそれを進めて、有効な支援につなげられるような形でできないのかということがありますので、ティーチングアシスタントとかサポートスタッフについては、市教委としても一定の説明会とか研修会ある

いは連絡会等を進めながら、資質の向上に当たる、あるいは学校においてもコーディネーター研修会を通じて、そういった人材の活用の仕方について研修を深めて、効果を上げていくというようなことを今後考えていきたいと思っております。

最後の6ページなんですけれども、対応策のところは2番目、3番目というふうに書いてありますけれども、今お話ししたような内容を書いてあります。

③についてはまた違う視点なんですけれども、先ほど田中校長先生から、教員の立場でいろいろな形で教員とともに同じ目線でいろいろなことを考えていくことが大事というお話がありましたけれども、教員OB人材の確保を行って、その方々を活用し、柔軟な学校派遣体制を検討していきたいと思っております。教育の経験者が教育の目線に立って教員をいろいろな形で支援していきたいということを新しく打ち出しております。

以上、校内への支援体制ということで、ご説明を終わります。

**【副委員長】** ご質問とか、ご意見とか、いかがでしょうか。

武蔵野市はほかの自治体に比べて、わりとこういったスタッフとかが学校に入ってきているのが充実していると聞いておりますけれども、どうでしょうか。この特別支援教育に関して、もっともっと充実させるためにはどういうふうに活用したらいいかというあたりで、ご意見とかありますでしょうか。

どうぞ。

**【委員】** 教員の人材育成という視点で、先ほどの研修のところとも関係するかもしれませんが、昨年度の異動から東京都教育委員会が特別支援学校と市区町村の交流人事を試行してしまっていて、これは1年という年限を限って小・中学校から特別支援学校にコーディネーター等の先生を招き入れて、かわりに小・中学校へ特別支援学校の教員を1年間交流人事をやろうということで、正確な数字は忘れちゃったけれども、そういう交流が行われていて、今年については定期異動の説明会が9月5日ですので、どういう規模で実施するのかわかりませんが、もし武蔵野市教委さんもそういうお考えがあれば、積極的に交流人事のところを進められてはどうかと思いました。特別支援学校が発達障害そのものに詳しいというわけではありませんけれども、子供が特別な支援を必要としている場合に、養護学校、あるいは特別支援学校で普通に行われているような支援というものがどういうものかというものを身近に感じてもらうには、1年間の年限を限った交流というのは非常に意味があるのではないかなと思っております。

以上です。

【副委員長】 教員のほうの人材の交流という話でしたけれども、今のご意見でも構いませんし、ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、ここにもありますけれども、こういった学校外の支援をしてくださる方がいろいろ入ってくるというのはすごくいいことなんですけど、実際にはそういった方々をどううまく活用しているかというのはケース・バイ・ケースで学校に任せられているところがありますので、事務局で出してくださっているご提案で、効果を上げた事例集とか、どううまく使えばいいかというようなマニュアルみたいなものを小学校、中学校で、研究奨励校とか指定校とかいろいろなあれがありますけれども、特別支援教育もそういう時期にそろそろ入って、具体的に外部の人材を活用してうまくやれた事例とかというのも研究していただけるといいなと思っております。

ほかにどなたかご意見とかありますか。

では、全体を通して、今日の1番から6番までの学校の中での校内体制といいますか、コーディネーター、委員会、個別の計画書、外部の人材活用を含めて、振り返っていただいているでしょうか。教育委員会の委員の先生方からは何かございますか。ご質問という形でも結構ですし、気になったこととか。

【委員】 お話を聞いていて、保護者の理解というんですか、それが一番重要じゃないかなと感じたんですけれども、先ほどハビットですとか、相談機関、あとは担任の先生ですとか、コーディネーターですとか、そういうところに相談をされればまだいいんですけども、それ以外に通常の学校で、うちの子はちょっと変わっているけれども、これは通常の範囲ではないかと感じている保護者の方々に対して、早目に対応、支援をすれば、それだけ本人も保護者も将来的に助かるんだよというようなものをいかに伝えていくか、そういうものがかなり必要になってくるんじゃないかなという気はしました。

【副委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先生、どうぞ。

【委員】 7ページの左上の外部支援派遣人材の専門家スタッフからエリアコーディネーターまでありますけれども、この中で、サポートスタッフ、TA（ティーチングアシスタント）は、学校によって違うかもしれませんが、ティーチングアシスタントは基本的には学生さん、大学生、あるいは大学院生、サポートスタッフは、本校の場合だと大学生かなと思うんですけれども、専門家じゃない大学生、あるいは大学院生の資質の向上は、小学校、あるいは中学校と大学との連携といいますか、それも大事なことだし、実は本校も

3人、武蔵野大学と成蹊大学から来ていただいているんですが、学生さんも忙しいんですよ。そして、教員も忙しくて、来てすぐ授業に入っちゃって、打ち合わせの時間、あるいは終わった後の課題もあるんですが、すぐ授業に戻らなくちゃいけないということで、文字通り時間がとれない。その辺の悩みがあるし、大学の先生との連携もとって、特にTAは人材育成というか、将来の教員の資質の向上という大きなねらいがあるんですが、助けてもらっているんですが、現場としてその学生さん、院生の資質の向上にほんとうに役立っているのかなというところでは、申しわけない部分を随分抱えているものですから、力をかしていただいているし、将来役立つための支援というか、学校としてもやらなくちゃいけないのかなということは強く感じます。

**【副委員長】**　そうですね。だから、うまく活用していく、お互いに学生たちにとってもメリットがあってほしいですし、学校側としても、うまくそういう人たちを活用して、子供たちに生かしていきたいですし、今、来てはいただいて、ある程度の成果は上げていますけれども、もう一步、もう一つ何かうまいぐあいにやっていけるといいんだろうなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**　さっきの森先生の意見を聞いて思ったんですが、行政と学校がどうやっていくのかということが非常に重要な問題なんだろうと思いました。策定しているのは我々も行政の側に立ってやっているわけですが、むしろこういったことに対してどのように学校が自立性を保ちながら、かつ、こういった策定したものを上手に取り入れていくかというようなことがきっと大事なんだろうと思うんですね。トップダウン的にこれを学校のほうに持っていくのかというようなことで、むしろ行政と学校との連携というか、そういうところを上手にやっていかないと、策定してもなかなか実際には動き出さないだろうというような印象を受けました。これで話したことは、わりとこうあるべきということを言っているわけですが、何となく全体から浮かび上がってくるのは、ただなかなか実行するのは大変だろうというようなことがあって、学校側は学校に都合のいい部分だけを上手に使っていくというようなところが見えてくるのではないかということも思うんですね。どういうふうにせつかくの話をうまく現場で生かしていくかということが必要なんだろうと思うんですね。その中での研修とか、いろいろなことの位置づけということになるのかなというような印象を受けています。

**【副委員長】**　ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

これがいいとか、この意見が大勢だったとかということで、まとめたりはいたしません  
が、また後日中間まとめとかという形で、この中からいろいろと集約されていくと思いま  
すので、その折にご意見とかをいただければいいかなと思います。

資料で別に福祉施設・団体と小学生・小学校との交流活動というのが1枚、A4でござ  
いますので、そのところをご紹介しますでしょうか。

【委員】 本日のテーマではないんですけれども、前回、幼・小連携等のお話がござい  
ましたので、ご参考までに出させていただきました。福祉のほうと学校との現場での交流  
というのは実は結構ございまして、その特徴的なところをここでご紹介しております。こ  
のアトリエ銀木星というところは、藍染めですとか、機織りとか、そういったことを障害  
者にやっていただいて、いろいろな意味での支援をしている団体なんですけれども、そこ  
は何年も前から小中学校に行つて、そこで藍染めの植物を育てるところから始めて、そし  
て一緒に藍染めをして、機織りをしてというような活動を行っております。

次に、市民こころの健康相談室というのは新しい事業として市が始めたものなんですけ  
れども、全市民のメンタルヘルスということで、どんな悩みでもどうぞ、学校のことでも、  
ご近所のことでも、何でもどうぞというスタンスで相談室を開設いたしました。そこで出  
前講座を行っておりまして、学校の総合学習でお邪魔して、「こころの色」という題名での  
授業を行ったんですが、精神障害の当事者の方も行って、まず、授業を始める前にお子  
さんたちにアンケートをとりますと、精神障害者ってどういうふうに思っているかとい  
うところでは、怖い人とか、乱暴な人とか、わけのわからない人という内容が多いです。この  
授業は、一緒に精神障害者が自分の状況で困難なこともお話しして、一緒に絵をかいたり  
して、終わった後で、またアンケートをとると、精神の病気の人ってすごく苦しい思  
いをしてるんだということがわかったとか、何か助けてあげられることがないだろう  
とか、そういうようないろいろな声が出まして、お子さんの柔軟性というのに私たちも  
それを聞いて感動しました。

また、障害者福祉センターでは、夏休みには小学生を対象にいろいろなボランティア講  
座を行っておりまして、これも手話講習を行ったんですが、昨年受けたお子さんが、  
当事者の方が先生となって教えてくれたわけですが、まちですれ違ったときに、教  
えたほうは忘れちゃっていたんですけれども、手話であいさつを小学生がしてくれ  
たということで、それが聴覚障害者の集まりのときにそんなお話が出て、みんな  
でわっと喜んだという

ようなこともありまして、このように、福祉と学校との現場での交流は、先生の頑張りと、こういった団体の頑張りで、今、徐々に広がってきているところです。

以上、ご紹介をしたいと思います。

**【副委員長】** ありがとうございました。では、本日は以上です。どうもお疲れさまでした。

(3) その他

次回は、9月22日（月曜日）18時30分から開催します。

— 了 —